

〔資料〕

家族法典 1986年 (続)

——カナダ・オンタリオ州——

村 井 衡 平

第3章 扶養義務

第29条 定 義

本章において

“扶養家族”は、本章のもとで、他人が扶養義務を負わされているある人を意味する。

“配偶者”は、第1条1項に定義された配偶者を意味し、さらに互いに婚姻することなく、同居している男女のいずれかを含む。

(a) 継続して3年より短くない期間、または

(b) 彼等が生来または縁組による子の親であるとき、いづれか永続的な関係において。

第30条 夫婦の扶養義務

すべての夫婦は、彼または彼自身および他方配偶者のため、彼または彼女がそうすることが可能である範囲において、必要に応じ、扶養料を支払う義務を負う。

第31条 子を扶養する親の義務

(1) すべての親は、彼または彼女の未成年であるか、またはフルタイムの教育課程に登録されている未婚の子のため、親がそうすることが可能である範囲において、必要に応じ、扶養料を支払う義務を負う。

(2) 同 一。 第1項のもとでの義務は、16才以上で親の監督より解放された子には及ばない。

第32条 親を扶養する子の義務

未成年でないすべての子は、子を世話し、または扶養料を支払ってきた彼または彼女の親のため、子がそうすることが可能である範囲において、必要に応じ、扶養料を支払う義務を負う。

第33条 扶養命令

(1) 裁判所は、申立により、ある人に彼または彼女の扶養家族のため、扶養料を支払うよう、命じ、扶養料の額を決定することができる。

(2) 申立人。 扶養家族のための扶養料支払命令の申立は、扶養家族または扶養家族の親により、なされることができる。

(3) 同 一。 被申立人の配偶者または子である扶養家族のための扶養料支払命令の申立は、下記の代理人の1人によってもなされることができる。

代理人が家族給付金法のもとでの給付金、または扶養家族の扶養料と関連し、一般福祉援助法のもとでの援助金を支払いまたは支払ってきたとき、もしくはかかる給付金または援助金の申立が扶養家族により、または扶養家族の利益のためになされたとき

- (a) 大臣の名で地域・社会事業省
- (b) 大都市圏・地区または地域市町村を含む地方公共団体。ただし、地域公共団体を含まない。
- (c) 地区福祉管理委員会法のもとでの地区福祉管理委員会、または
- (d) 一般福祉援助法の第15条のもとで公認された団体

(4) 家事契約の破棄。 裁判所は、家事契約または父性合意の中の扶養に関する規定または扶養請求権の放棄を破棄することができ、さらに第1項のもとでの申立により、契約または合意が本条の適用を排除する明示の規定を含んでいるにかかわらず

- (a) 扶養に関する規定または扶養請求権の放棄が不合理な結果をもたらすとき
- (b) 扶養に関する規定が扶養家族にとって有利であるか、または扶養請求権の放棄が扶養家族により、もしくはその有利になされる場合に、扶養家族が公金より扶養手当をうける資格を有するとき、または
- (c) 申立がなされる場合に、契約または合意のもとでの扶養料の支払いが懈怠されているとき

扶養料を決定し、扶養命令をすることができる。

(5) 当事者の参加。申立において、裁判所は、被告の請求にもとづき、同一の扶養家族に対し扶養料を支払う義務を負う他の人を当事者として参加させることができる。

(6) 同一。高位裁判所または地区裁判所の訴訟において、被告は、同一の扶養家族に対し扶養料を支払う義務を負う他の人を第三者として参加させることができる。

(7) 子のための扶養命令の目的。子のための扶養命令は

- (a) 親は各自が子を扶養する義務を負うこと
- (b) 生来の親または養親の義務は、生来の親でも養親でもない親の義務よりも重いことを承認し、また
- (c) 義務を扶養料を支払う親の能力に応じて分配

すべきものとする。

(8) 配偶者のための扶養命令の目的 配偶者のための扶養命令は

- (a) 配偶者のために、配偶者がその関係に寄与したこと、およびその関係の経済的な効果を承認し
- (b) 子の扶養に関する経済的な負担を衡平に分配し
- (c) 配偶者が彼または彼女自身の扶養に寄与することができるように、配偶者を援助する公正な規定を設け、また
- (d) このことが第1章（家族財産）および第2章（婚姻住宅）の

もとでの命令によりなされなかったとき、財政的な困難を救済すべきである。

(9) 金額の決定。 扶養料の金額および期間を決定するにつき、もしあれば、必要度と関連し、裁判所は、

- (a) 扶養家族および被告の現在の資産および生活手段
- (b) 扶養家族および被告が将来所有すると思われる資産および生活手段
- (c) 彼または彼女自身の扶養に寄与すべき扶養家族の能力
- (d) 扶養料を支払う被告の能力
- (e) 原告および被告の年齢、肉体的・精神的健康
- (f) 被告の必要度—それを決定するに当り、裁判所は、当事者が同居していた間の通常的生活水準を考慮すべきこと
- (g) 被告が彼または彼女自身の扶養料を準備することができるようになるために利用できる手段および被告がこれらの手段を手に入れることができるのに必要な時間の長さおよび費用
- (h) 他の人のために扶養料を準備すべき原告または被告のなんらかの法律上の義務
- (i) 子を世話するため、原告または被告が住宅に留まることが望ましいこと
- (j) 原告が将来の職業を実現するための被告による寄与
- (k) 扶養家族が子であるとき
 - (i) 教育をうけることについての子の態度および合理的な期待
 - (ii) 健全な環境についての子の要求
- (l) 扶養家族が夫婦の一方であるとき
 - (i) 扶養家族が被告と同居した時間の長さ
 - (ii) 同居中に引受けた責任が配偶者の可働能力に及ぼす影響
 - (iii) 配偶者が、18才に達しながら病気、行為能力の欠缺または彼もしくは彼女の両親の責任とはされない他の原因により、

無能力である子の世話を引受けたのかどうか

- (iv) 配偶者が、18才以上の子の教育プログラムが継続されており、彼または彼女の両親の責任とはされない事由のため無能力である子を援助しようとしたのかどうか
- (v) 家事、子の世話または家族のために配偶者によって履行された他の家庭サービスは、あたかも配偶者がかかるサービスを報酬のある雇傭の中で履行するために時間を費したかのように、家族の扶養のための収入に寄与していたこと
- (vi) 子の世話をする責任に及ぼす配偶者の収入・経歴の上昇、および

- (m) 公金によるものを除き、扶養家族のその他の法律上の扶養請求権

を含む、当事者のすべての事情を考慮するものとする。

(10) 行為。夫婦の一方のために扶養料を支払う義務は、他方配偶者の行為に関係なく存在するが、裁判所は、扶養料の額を決定するに当り、その関係を明白に、しかもはなはだしく否認する一連の行為を不合理なものとして考慮することができる。

第34条 裁判所の権限

- (1) 第33条のもとでの申立において、裁判所は、
 - (a) 一定の金額が、一年毎または他の方法により、しかも無期限もしくは期限付で、または特定の出来事が生じるまで、支払われることを要求し
 - (b) 一括して支払われるか、または信託とされることを要求し
 - (c) 財産が扶養家族に、一生涯にわたる絶対的なものか、または特定年間かを問わず、移転され、信託とされ、または譲渡されることを要求し
 - (d) 第24条1項の(a)号、(b)号、(c)号、(d)号または(e)号(婚姻住宅)のもとで命じられることを許可された事項に関し

- (e) 命令のもとで支払うべき金銭の一部または全部が扶養家族の利益のため、裁判所または他の適切な人もしくは代理人に支払われることを要求し
- (f) 扶養料が命令の日以前のある期間に関して支払われることを要求し
- (g) 命令の日以前に支払われた給付金または援助金を含め、第33条3項に言及された給付金または援助金の返済としての金額を、同項に言及された代理人に支払うことを要求し
- (h) 子の出生前の世話および出産に関する費用の支払いを要求し
- (i) 保険法の中で定義される生命保険証券を所有する夫婦の一方が、他方配偶者または子を取り消し得ない受益者と指定することを要求し
- (j) ある年金プランまたは他の給付金プランに利害関係を有する夫婦の一方が、他方配偶者または子をプランのもとでの受益者と指定し、その指定を変更しないことを要求し、さらに
- (k) 命令のもとでの支払いを、財産上の負担または他の方法で保証することを要求し

仮命令または終局命令をすることができる。

(2) 家庭裁判所の管轄権の限界。 地区裁判所(家事部)は、生活必需品を供給するため、または扶養家族が公共の負担になることを阻止する場合を除き、第1項(b)号、(c)号、(i)号、(j)号および(k)号のもとで命令をしないものとし、また(d)号のもとで命令をしないものとする。

(3) 扶養の譲渡。 扶養命令は、第3条3項に言及された代理人に譲渡されることができる。

(4) 扶養命令は財産権を拘束する。 扶養命令は、命令が別の定めをするときを除き、扶養義務を負う人の財産権を拘束する。

(5) 扶養料支払いの指数。 第1項(a)号のもとでなされる命令において、裁判所は、支払われるべき金額が、毎年、命令の記念日に、第6

項に定義される、前年の11月の指数要因により、増額されるものと定めることができる。

(6) 定義。 特定の月の指数要因は、カナダ統計局より出版される、前年度の同じ月以降のすべての項目の物価に関するカナダ消費者物価指数におけるパーセントの変化である。

第35条 家事契約などは裁判所に提出されることができる

(1) 家事契約または父性合意の一方当事者である人は、契約または合意が有効であり、裁判所または合意により取消されたり、変更されていない旨をのべる自分自身の宣誓供述書と共に、地区裁判所（家事部）または統一家庭裁判所の事務官に、契約または合意を提出することができる。

(2) 提出の効果。 この方法により提出される契約または合意に含まれる扶養に関する規定は、それが提出される裁判所の命令であるかのように

(a) 強行されることができるし、また

(b) 第37条のもとで変更され、第38条のもとで増加されることができる。

(3) 取消は利用できる。 第33条4項（不合理な事情による取消など）は、この方法で提出される契約または合意に適用する。

(4) 権利放棄にかかわらず、提出および強制は利用できる。 第1項および第2項(a)号は、反対の合意にかかわらず、適用する。

(5) 現存する契約など。 第1項および第2項は、本法施行前になされた合意および契約にも適用する。

(6) 現存する未払金。 第2項(a)号は、本法施行前に生じた未払金にも適用する。

第36条 離婚手続の効果

(1) 離婚法（カナダ）のもとで離婚手続が開始されるとき、まだ判決されていない本章のもとでの扶養の申立は、停止される。ただし、裁

判所が別の命令をするときは、この限りでない。

(2) 未払金は命令の中に含めることができる。離婚法（カナダ）のもとで離婚手続を処理する裁判所は、本章のもとでなされた扶養命令により生じる未払金の額を決定し、また離婚法（カナダ）のもとでの命令をすると同時に、未払金に関する命令をすることができる。

(3) 同一。婚姻が離婚または無効判決により終了し、扶養の問題が離婚または無効手続で決定されていないとき、本章のもとでなされた扶養命令は、その条項に従い、引続き効力を有する。

第37条 変更の申立

(1) 本章のもとでなされたか、または是認された命令の中で扶養家族または被告と指名された人、被告の人格代表者または第33条3項に参照された代理人は、裁判所に命令の変更を申立てることができる。

(2) 裁判所の権限。裁判所は、扶養家族もしくは被告の事情に重要な変更が生じたこと、または以前の審理で利用できた証拠が利用できないと満足するとき、裁判所は、将来に向い、または遡及的に、命令の条項を免責・変更または延期し、被告に負わされている未払金または他の利益の一部または全部の支払いを免除し、第33条に参照された事情により、裁判所が適切と考える第34条のもとでの他の命令をすることができる。

(3) 変更申立の制限。扶養命令または同じ命令に関する他の変更の申立の処分がなされたのち、6カ月間、変更の申立はなされないものとする。ただし、裁判所の許可によるときは、この限りでない。

第38条 現存する命令に指数を示すべき申立。

(1) 本章のもとでなされたか、是認された命令が第34条5項のもとで指数が示されないと、扶養家族または第33条3項に参照された代理人は、裁判所に対し、第34条5項に従い、指数を示す命令をするよう、申立ることができる。

(2) 裁判所の権限。裁判所は、被告が彼または彼女の収入が増額

を許すのに充分なほど増加しなかったことを示す場合を除き、支払われるべき金額が、第34条6項に定義される、申立がなされた年の前年の11月現在の指数要因により、それ以降、毎年、本条のもとでの命令の記念日に、増額されるよう命じるものとする。

第39条 現存する命令

第36条ないし第38条は、1978年3月31日前になされたか、または1978年3月31日前に開始された手続の中でなされた扶養料支払命令および家族法改正法の第2章のもとでなされた扶養命令にも適用する。

第40条 禁止命令

裁判所は、申立により、本章のもとでの請求権を減少または破棄すべき配偶者の財産の消耗を禁止する仮または終局命令をすることができる。

第41条 財政報告書

第33条または第37条のもとでの申立において、各当事者は、裁判所の規則により定められた方法および様式による宣誓または制定法上の宣言により立証された財政報告書を他方に送付し、また裁判所に提出するものとする。

第42条 使用者に対する報告書提出命令

(1) 第33条または第37条のもとでの申立において、裁判所は、申立当事者の使用者に対し、当事者の過去12カ月間の賃金または他の報酬を示す裁判所への書面による報告書を作成するよう命じることができる。

(2) 証拠としての報告書。 使用者による署名と称する報告書は、その内容を一応証明する証拠として受理されることができる。

(3) 情報を閲覧すべき命令。 裁判所は、申立により、第33条または第37条のもとで申立ができるようにするため、指名された被告の居場所を申立当事者が知り、または確認する必要が裁判所に明らかになるとき、第4項のもとで命じることができる。

(4) 同 一。 命令は、命じられる人または公共団体が裁判所または申立当事者に、自己が占有または管理している記録に示され、指名さ

れた被告の雇傭の場所、住所または所在を表示する情報を、裁判所または申立当事者に提供するよう、要求するものとする。

(5) 国王は拘束される。本条は、オンタリオの権限で、国王を拘束する。

第43条 逃亡する債務者の逮捕

(1) 申立が第33条または第37条のもとでなされ、裁判所が被告はまさにオンタリオを去ろうとしており、また被告は本法のもとでの彼または彼女の責任を回避すべく意図していると信じる合理的な理由があると満足するとき、裁判所は、彼または彼女を裁判所の面前に連れてくる目的で、被告を拘束するための令状を発行することができる。

(2) 保釈。州犯罪法の第134条（治安判事による仮釈放）は、必要な修正のうえ、令状のもとでの拘束に適用する。

第44条 仮命令

(1) 地区裁判所（家事部）または統一家庭裁判所における第33条または第37条のもとでの申立において、裁判所は、申立の中の被告が財政報告書を提出するかどうかを問うことなく、

(a) 被告が出頭しないし

(b) 被告が裁判所の所在地より150キロメートル以上離れたオンタリオ内の地域に居住していることが裁判所に明らかであり、
また

(c) 事件の事情からみて、裁判所が、争点は本条のもとでの手続により適切に決定される、と判断するとき

本条のもとで手続を開始するものとする。

(2) 同一。裁判所が終局命令をするのが適切であると決定するとき、被告の不出頭がなければ、裁判所は、仮りのものにすぎず、被告の居住する場所に最も近い地区裁判所（家事部）または統一家庭裁判所により追認されるまで効力を有しない扶養命令をするものとする。

(3) 審理のための送達。仮命令をする裁判所は、被告の居住する

場所の裁判所に、裁判所の規則により定められる方法で認証された書面および記録を送付するものとする。

(4) 理由呈示。 書面および記録が送付された裁判所は、それらを被告に送達させると共に、被告が第41条に要求される財政報告書を提出し、また出頭して仮命令が認証されるべきでない理由を呈示するよう、通知するものとする。

(5) 命令の追認。 審理において、被告は当初の手続で提起することのできた抗弁を提起することができるが、被告が命令は認証されるべきでないことを裁判所に満足させることができないとき、裁判所は、命令を変更することなく、またはすべての証拠を考慮し、裁判所が適切と判断する変更を加え、認証することができる。

(6) さらなる証拠のための停止。 被告が裁判所の面前に出頭し、抗弁のため、または証拠もしくはその他のものを入手するため、申立人の居住する場所の裁判所に事件を移送する必要があることを裁判所に満足させるとき、裁判所は事件を移送し、その目的のため、手続を停止することができる。

(7) 命令が認証されないとき。 被告が裁判所の面前に出頭し、裁判所がすべての証拠を考慮し、命令は認証されるべきでないと判断するとき、裁判所は、そうする理由の陳述と共に命令がなされた場所の裁判所に事件を移送し、その裁判所が陳述に従い、申立を処理するものとする。

(8) 証拠としての証明書。 本条の目的で書面または記録の写しを証明し、裁判所の事務官により署名されたと称する証明書は、事務官の事務所または署名の証拠がなくとも、本条のもとで写しの真正さの一応の証拠となり、それが移送された裁判所で証拠として許容される。

(9) 控訴の権利。 本条のもとでなされた仮命令に控訴することはできないが、本条のもとで認証された命令により拘束される人は、命令が第34条のもとでなされたときに彼または彼女が有するはずの同じ控訴

権を有する。

第45条 必需品のために質入される信用

(1) 同居中、夫婦の一方は、生活必需品のため、彼または彼女自身および彼または彼女の配偶者と共同および各別に、第3者に対し責任を負わせる権限を有する。ただし、配偶者が第3者に対し、彼または彼女が権限を取消す旨を通知したときは、この限りでない。

(2) 未成年者のための必需品に関する責任。ある人が未成年者のための必需品の供給につき、未成年者に対する財産回復請求権を有するとき、未成年者を扶養する義務を負うすべての親は、それらのため、未成年者と共同および各別に責任を負う。

(3) 共同で責任を負う人々の間での財産回復請求権。本条のもとで人々が共同および各別に責任を負うとき、彼等の相互の責任は、彼等の扶養義務に従って決定されるものとする。

(4) コモン・ローに取って代わる。本条は、妻が彼女の夫の信用を誓約できるとするコモン・ローの法則の代わりに適用する。

第46条 困惑を制約する命令

(1) 申立に応じ、裁判所は、中間または終局命令により、申立人の配偶者または前配偶者が、申立人または申立人の法定監護する子を苦しめ、悩ませ、もしくは困らせないように制約し、または命令の定める場合を除き、申立人もしくは子との通信を制約することができ、さらに申立人の配偶者または前配偶者に対し、裁判所が適切と考える誓約書を提出するよう要求することができる。

(2) 犯罪。制約命令に違反する人は有罪であり、有罪決定により、責任を負う。

(a) 初犯の場合、1,000ドルを越えない罰金もしくは3カ月を越えない拘禁またはその両方

(b) 再犯以上の場合、10,000ドルを越えない罰金もしくは2年を越えない拘禁またはその両方

(3) 令状なしの逮捕。 警察官は、警察官が禁止命令に違反したと合理的また蓋然的に信じる人を、令状なしに逮捕することができる。

(4) 現存する命令。 第2項および第3項は、本法施行後になされた、家族法改正法の第2章のもとの制約命令の違反についてもまた適用する。

第47条 監護の申立

裁判所は、児童法改正法のもとの監護の申立が決定されるまで、扶養の申立を延期するよう命じることができる。

第48条 地区裁判所(家事部)からの控訴

本章のもとの地区裁判所(家事部)の命令に対する控訴は、地方裁判所にする。

第49条 地区裁判所(家事部)の命令に対する侮辱

(1) 侮辱に関する権限に加え、地区裁判所(家事部)は、本法のもとの手続、規則または命令に対する故意の侮辱または反抗を罰金または拘禁で処罰することができるが、罰金は1,000ドルを越えず、拘禁は90日を越えないものとする。

(2) 拘禁の条件。 第1項のもとの拘禁命令は、命令中に定められた条件を成就しないことを条件とし、拘禁が断続的に行われるものと定めることができる。

第50条 期限

(1) 夫婦の一方の扶養命令のための訴訟または申立は、本章のもとで、夫婦が別居する日より2年後に提起されるものとする。

(2) 夫婦が別居に当たり、家事契約の中で扶養に関する定めをしたとき、第1項は適用せず、夫婦の一方の扶養命令のための訴訟または申立は、契約のもとの不履行が2年間継続したのち、提起されるものとする。

第4章 家事契約

第51条 定義

本章において

“同居合意”は、第53条のもとでなされる合意を意味し

“家事契約”は、婚姻契約、別居合意または同居合意を意味し

“婚姻契約”は、第52条のもとでなされる合意を意味し

“父性合意”は、第59条のもとでなされる合意を意味し

“別居合意”は、第54条のもとでなされる合意を意味する。

第52条 婚姻契約

(1) 互いに婚姻しているか、婚姻しようと思う男女は、合意に加わり

(a) 財産の所有権またはその分割

(b) 扶養義務

(c) 彼等の子の教育および道徳的訓練を指示する権利、また

(d) 彼等の事務を処理するためのその他の事項

を含め、婚姻、離婚、婚姻の無効もしくは取消または死亡による彼等相互の権利および義務につき、合意することができる。

(2) 婚姻住宅の権利は除外。第2章（婚姻住宅）のもとでの配偶者の権利の制約を目的とする婚姻契約の規定は、強行されることができない。

第53条 同居合意

(1) 同居しているか、同居しようと思う男女および互いに婚姻していない男女は、合意に加わり

(a) 財産の所有権またはその分割

(b) 扶養義務

(c) 彼等の子に対する監護または面接の権利を除き、彼等の子の教育および道徳的訓練を指示する権利、さらに

(d) 彼等の事務を処理するためのその他の事項

を含め、同居中、同居の終止または死亡による彼等相互の権利および義務につき、合意することができる。

(2) 婚姻が合意に及ばず影響。同居合意の当事者が互いに婚姻するとき、合意は婚姻契約とみなされる。

第54条 別居合意

同居していたが、現在は別居している男女は、合意に加わり、

- (a) 財産の所有権またはその分割
- (b) 扶養義務
- (c) 彼等の子の教育および道徳的訓練を指示する権利
- (d) 彼等の子に対する監護または面接の権利、さらに
- (e) 彼等の事務を処理するためのその他の事項

を含め、彼等相互の権利および義務につき、合意することができる。

第55条 契約の書式

(1) 家事契約および家事契約を修正または取消す合意は、当事者および証人の署名する書面で行わなければならない、強制できない。

(2) 未成年者の能力。未成年者は、契約をなす前・後いずれかに与えられる裁判所の承認に従い、家事契約をなすことができる。

(3) 精神的無能力者のための合意。ある人が精神的に無能力であるとき、

- (a) 本人の配偶者が保佐人であるときを除き、もしあれば、本人の保佐人
- (b) すべて他の場合は、公共受託者が

裁判所の事前の承認に従い、本法のもとで精神的無能力者の利益のため、家事契約をなし、または権利を放棄し、もしくは同意を与えることができる。

第56条 子の最善の利益を条件とする契約

(1) 子の扶養、教育、道徳的訓練、監護または面接に関する事項を決定するにつき、裁判所の意見によれば、そうすることが子の最善の利

益になるとき、関連する家事契約の規定を無視することができる。

(2) 貞節条項。 一方当事者の権利は本人の貞節さ次第とする、別居に当り効力を生じる家事契約の規定は、強制できないが、この条項は他方との婚姻または同居による偶然の事件に効力を及ぼすと解釈されないものとする。

(3) 同 一。 本条の施行以前になされ、一方当事者の権利は本人の貞節さ次第とする家事契約の規定は、他方との婚姻または同居という偶然の事件に効力を及ぼすものとする。

(4) 家事契約の取消。 裁判所は、申立により

(a) 家事契約がなされたとき、一方当事者が他方に、現存する重要な資産、重要な債務または他の責任を開示しなかったとき

(b) 一方当事者が家事契約の本質または結果を理解していなかったとき、または

(c) 他の点で契約法に従っていなかったとき

家事契約またはその中の規定を取消することができる。

(5) 再婚の阻止。 裁判所は、申立により、一方配偶者が他方配偶者の信頼する再婚を阻止すべき障壁を取除くことが、合意または不動産処分をするための約因であったと裁判所が満足するとき、別居合意または不動産処分の全部または1部を取消することができる。

(6) 同 一。 第5項は、同意命令、権利の放棄、訴の取下・放棄の通知および他の書面または口頭による協定にもまた適用する。

(7) 第4項、5項、6項の適用。 第4項、5項および6項は、反対の合意にかかわらず、適用する。

第57条 贈与者の権利

家事契約において、当事者の一方または双方になされた特定贈与は、贈与者の同意なしに処分または負担を負わせることができないと規定するとき、贈与者は、規定の強制または修正のために契約の当事者とみなされるものとする。

第58条 オンタリオ以外でなされた契約

家事契約をなすための方法および書式，その基本的な有効性および効果は

- (a) それに関する固有法がオンタリオ以外の管轄区域の法律である契約が，オンタリオ州法に従ってなされる場合，オンタリオにおいてもまた，有効であり，強制できるとき
- (b) 第33条4項（扶養または権利放棄の規定の取消）および第56条が，それに関する固有法がオンタリオ以外の管轄区域の法律である契約に，オンタリオにおいて適用されるとき，また
- (c) 子の監護または面接の権利に関する婚姻契約または同居合意の中の規定がオンタリオにおいて強制できないとき

を除き，契約のための固有法により決定される。

第59条 父性合意

- (1) 夫婦でない男女が
 - (a) 子の出生前の世話および出産の費用の支払い
 - (b) 子の扶養，または
 - (c) 子もしくは母の葬式費用

について合意するとき，当事者の一方または児童援助協会による地区裁判所（家事部）または統一家庭裁判所への申立により，裁判所は，合意を命令に統合することができ，第3章（扶養義務）は，命令が同章のもとでなされたかのように，同様の方法で命令に適用する。

(2) 失踪する被告。申立が第1項のもとでなされ，裁判所の判事が，被告はまさにオンタリオを離れようとしており，被告は合意のもとでの彼または彼女の責任を逃れることを意図していると信じる合理的な理由があると満足するとき，判事は，被告を逮捕するため，裁判所の規則で定められた書式による令状を発行することができる。

(3) 保釈。州犯罪法の第134条（治安判事による仮釈放）は，必要な修正のうえ，令状のもとでの逮捕に適用する。

(4) 未成年者の能力。 未成年者は、承認が合意の前後いずれかを問うことなく、第1項のもとで、裁判所の承認する合意をする能力を有する。

(5) 現存する合意への適用。 本条は、本法が施行される日より前になされた父性合意に適用する。

第60条 現存する契約への法律の適用

(1) 本法が施行される日より前に有効になされた家事契約は、本法のために家事契約とみなされるものとする。

(2) 法律の施行前になされた契約。 家事契約が本法の施行される日より前になされ、しかも契約またはその一部が、施行の日またはその後になされたとしても有効であったとき、契約またはその一部は、それが本法の施行の日より前になされたという理由のみで無効になることはない。

(3) 1978年3月31日より前になされた合意または了解のもとに、別居している夫婦の間で財産が譲渡されるとき、譲渡は、家事契約のもとでなされたかのように有効である。

第5章 扶養家族による損害賠償請求

第61条 扶養家族が不法行為の訴を提起する権利

(1) ある人が損害を回復する権利を有し、または殺害されたのでなければその権利を有したにちがいない事情のもとで、ある人が他人の故意または過失により、傷害をうけ、または殺害されるとき、第3条(扶養義務)に定義されたその人の配偶者、子、孫、親、兄弟および姉妹は、傷害または殺害された人が、傷害または殺害より生じる金銭的な損失を回復する権利を有するか、殺害されなければ有したにちがいない人に対し、傷害または殺害より生じる金銭的な損失を回復する権利を有し、また管轄権のある裁判所において、その目的のために訴訟を維持する権利を有する。

(2) 傷害の場合の損害賠償額。 第1項のもとでの請求において、回復できる損害賠償額には

- (a) 傷害または殺害された人の利益のために合理的に蒙った現実の支出
- (b) 合理的に蒙った現実の葬儀費用
- (c) 治療または回復中の彼または彼女を訪問するために現実に蒙った旅行費用の合理的な報酬
- (d) 傷害の結果として、原告がその人のため、看護婦、家政婦または他の使用人を用意するとき、収入の減少のための合理的な手当または世話のための代価、および
- (e) 傷害または死亡が発生しなかったときに、原告がその人から受領することが合理的に期待される指導、世話および交友関係の喪失を賠償する金額

を含めることができる。

(3) 寄与過失。 第1項のもとでの訴訟において、損害賠償請求権は、傷害または殺害された人の寄与する過失または懈怠による損害賠償額の配分に従う。

(4) 出訴期限。 訴訟原因が発生した時より2年を経過したのち、第1項のもとでの訴訟は、提起されないものとする。

第62条 包括的な金額による解決の申込

(1) 被告は、すべての原告に対する彼または彼女の過失または懈怠のための賠償として、彼等の間で分割されるべき割合を特定することなく、総額で解決するよう申込むことができる。

(2) 分配。 申込が承諾され、賠償金が分配されなかったとき、裁判所は、申立により、それを原告の間に分配することができる。

(3) 分配前の支払い。 裁判所は、分配前に基金からの支払いを命じることができる。

(4) 支払いは延期することができる。 裁判所は、未成年者が権利

者である金銭の分配を延期することができる。

第63条 損害賠償額の評価、保険

本章のもとで提起された訴訟において、損害賠償額を評価するにつき、裁判所は、保険契約のもとで死亡または傷害の結果として支払われたか、または支払われべき金額を考慮しないものとする。

第6章 コモン・ローへの修正

第64条 法人格の統合は廃止

(1) オンタリオの法律のすべての目的のため、夫婦は法人格を有し、それは彼または彼女の配偶者の法人格から独立し、分離し、しかも別個のものである。

(2) 夫婦の能力。夫婦は、すべての目的のため、またすべての点において、彼または彼女が未婚者であるかのように、法人格を有し、また与えられ、とりわけ、彼等が未婚であるかのように、彼または彼女の配偶者に対し、不法行為による同等の訴権を有する。

(3) 第1項、第2項の目的。第1項および第2項の目的は、既婚の男女に同一の法律を適用し、また平等に適用し、さらにコモン・ローの法則または原則を適用することから生じる差別を取除くにある。

第65条 親子間の訴訟

なにびとも、他人に対し訴訟または他の手続を提起する権利を、彼等が親子であることのみを理由として、奪われることはない。

第66条 出生前の傷害を理由とする回復

なにびとも、彼または彼女の出生前に傷害をうけたことのみを理由とし、傷害に関する損害賠償額を回復する権利を奪われることはない。

第67条 未成年者の住所

未成年である人の住所は

- (a) 未成年者が常習的に両親と居住しており、両親が共通の住所を有するときは、その住所

- (b) 未成年者が常習的に一方の親とのみ居住するときは、その親の住所
- (c) 未成年者が彼または彼女の法的監護を有する人と居住するときはその人の住所、または
- (d) 未成年者の住所が(a)号、(b)号または(c)号により決定できないときは、未成年者が最も密接な関係を有する管轄区域である。

第68条 子の不法行為による親の責任：立証責任

未成年である子の故意または過失により引起された財産に対する損害または身体傷害もしくは死亡を理由とする親に対する訴訟において、親が子のうえに合理的な監督および管理を行っていたことを立証する責任は、親に課せられる。

通 則

第69条 規 則

評議会における副総督は、規則により定められるものとして参照された事項に関する規則を制定することができる。

第70条 第5条ないし第8条の規定の適用

- (1) 第5条ないし第8条の規定は、
 - (a) 家族法改正法の第4条のもとでの申立が1985年6月4日より前に判決または解決されたか、または
 - (b) 最初の配偶者の死亡が本法の施行の日より前に生じる場合を除き、適用する。
- (2) 制限された期間の延長。 第7条3項(b)号に定められた制限期間は、本法の施行後6カ月を経過するまで、延長しない。
- (3) 第2章の適用。 第2章（婚姻住宅）は、当該財産に関する夫婦間の権利を決定する家族法改正法の第3章のもとでの手続が、1985年6月4日より前に判決または解決された場合を除き、適用する。
- (4) 現存する契約の解釈。 本法施行の日より前に有効になされ、

夫婦の財産を家族法改正法の第4条および第8条の適用から除外する別居合意または婚姻契約は、

- (a) 財産を本法の第5条の適用から除外するとみなされるものとし、また
- (b) 必要な修正をして読まれるものとする。

第71条

(1) 1980年のオンタリオ修正法の第152章を成す家族法改正法は、名称、第27条1項、第69条、第70条および第71条を除き、廃止される。

(2) 家族法改正法の第27条1項は、廃止される。

(3) 1982年法の第20章—児童法改正法第3条、1984年法の第11章—裁判所法第179条および1984年法の第32章—土地登記改正法第18条は、廃止される。

(4) 家族法改正法の名称は廃止され、下記をもってそれに代える。

寡婦産その他を廃止する法律

第72条

1980年のオンタリオ修正法の第348章を成すオンタリオ市労働者退職制度法の第12条2項は廃止され、下記をもってそれに代える。

(2) 第1項の適用。 第1項にかかわらず、基金からある人への支払いは、オンタリオにおいて強制できる扶養命令の償いとして、強制執行、差押または逮捕に従う。

第73条

1983年のオンタリオ制定法第2章5項に規定され、1980年のオンタリオ修正法の第273章を成す年金給付法の第27条3項は、廃止される。

第74条

1984年のオンタリオ制定法第22条15条に規定され、1980年のオンタリオ修正法の第419条を成す公共事業退職金法の第34条4項は、廃止される。

第75条

1983年の制定法第84章を成す教員退職金法の第43条3項は、廃止される。

第76条 効力発生

本法は、副総督の宣言により指定される日より施行する。

第77条 略 称

本法の略称は、1986年の家族法典である。